

厚生労働大臣が定める掲示事項（令和8年6月1日現在）

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

<p>電子的診療情報連携体制整備加算</p>	<p>ア医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。</p> <p>イマイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。</p> <p>ウ診療明細書を無料で交付。</p>
<p>機能強化加算</p>	<p>当院では、患者さんに「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病や認知症に対する治療や管理を行います。 ○他の医療機関で処方されたお薬を含め、服薬状況等を踏まえたお薬の服薬管理を行います。 ○予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門医、専門の医療機関をご紹介します。 ○介護保険（保険・福祉サービス）の利用に関するご相談に応じます。 ○必要時応じ、訪問診療や往診に対応します。 ○体調不良等、患者さんからの電話等による問い合わせに対応しています。 ○必要に応じ、医療機能情報提供制度（医療ネット）を利用して、かかりつけ医療機能を有する医療機関を検索します。 ○かかりつけ医療機能を有する地域の医療機関は以下で検索できます。 <p style="text-align: center;">*医療機関案内サービス ひまわり（24時間対応）</p> <p style="text-align: center;">TEL：03-5272-0303</p> <p style="text-align: center;">FAX：03-5285-8080（聴覚障害者向け専用）</p> <p>URL：http://www.himawari.metro.tokyo.jp/</p>
<p>地域支援・医薬品供給対応体制加算</p>	<p>ア入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。</p> <p>イ医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しております。</p> <p>ウ医薬品の供給状況によっては投与する薬剤が変更となる可能性があり、変更する場合には説明いたします。</p>
<p>口腔管理連携加算</p>	<p>当院入院後、口腔状態に係る課題を評価し、口腔状態に問題があれば歯科訪問診療を行う歯科医院と連携体制を構築しています。</p> <p>入院中の受診を必要としない場合であっても、退院後に歯科への受診を促す体制を構築しています。</p> <p>連 携 歯 科 医 院：早川ホワイト歯科医院 院長：早川 譲吉</p> <p>連 絡 先：03-3459-8306</p> <p>連 絡 方 法：電話・情報提供書</p>
<p>協力対象施設 連携介護保険施設</p>	<p>医療法人財団日扇会第一病院介護医療院・こぶしえん・東が丘ホーム</p>
<p>身体拘束最小化推進体制取組</p>	<p>1. 私たちの基本方針：身体的拘束は「原則として行いません」</p>

当院では、病院長の責任において「身体的拘束を原則として行わない」という組織風土の醸成に努めています。患者様の尊厳を保持し、自由な生活環境を確保するため、全職員が一丸となって身体的拘束によらないケアを実践します。

2. 身体的拘束を行うことによるリスク（弊害）

やむを得ず拘束を行うことで、以下のような深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 身体的リスク： 関節の拘縮、筋力低下、褥瘡（床ずれ）の発生、食欲低下など。
- ・ 精神的リスク： 不安、怒り、屈辱感、認知症状の悪化など。

3. 身体的拘束を行わないことによるリスク

拘束を行わない場合、安全に配慮した対策を実施しても、下記のような事故を、完全には防ぎきれないことをご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

- ・ 治療に必要なチューブ（点滴、経管栄養など）を自分で抜いてしまう。
- ・ ベッドからの転落や歩行中の転倒による骨折外傷。
- ・ 他の患者様への迷惑行為や自傷行為。徘徊による離棟・離院。

4. 身体的拘束を最小化するための当院の取り組み

当院では、拘束を避けるために以下の対策を行います。

- ・ 環境の調整： 生活リズムを整え、不安や不快を取り除くケアを行います。
- ・ 代替用具の導入： 低床ベット、コールマット、サイドコール、ベットコール、ウーゴ君、見守りカメラなどを活用します。
- ・ チーム医療： 医師・看護師等の多職種によるチームが、拘束せずに済む方法を日々検討いたします。

5. 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合について

患者様の生命を守るため、どうしても代替案がない「緊急やむを得ない場合」に限り、一時的に行動を制限することがあります。その際は、ご家族へ速やかに説明し、必要最小限の範囲で、できるだけ短期間で解除できるよう努めます。

2025年4月～2026年3月身体拘束を実施している割合・・・1%